

作州地域の 活性化応援信用金庫

つしんの通信簿

TSUYAMA SHINKIN BANK
2021年版 ティスクロージャー誌

桜・名城100選のまち



地域のために 地域とともに
津山信用金庫

津山市東新町屋外看板

作州 特産品特集



新庄村
もち米「ヒメノモチ」



真庭市
青大豆「キヨミドリ」



鏡野町
とうがらし「姫とうがらし」



津山市
小麦「津山のほほえみ」



奈義町
牛肉「なぎビーフ」



西粟倉村
うなぎ「森のうなぎ」



つっしな

勝央町
黒大豆「作州黒」

美作市
大麦「もち麦」



つっし〜



美咲町
ぶどう
「ニューピオーネ」



久米南町
「ゆず」



美作市 もち麦
イメージキャラクター「もち麦くん」





当金庫は、作州地域のパートナーとして、
地域社会の信頼に応えます。

PROFILE (2021年3月末現在)

創 業 / 昭和2年5月25日
 本店所在地 / 岡山県津山市山下30-15
 出 資 金 / 596百万円
 会 員 数 / 11,303人
 預金積金残高 / 1,470億円
 貸 出 金 残 高 / 707億円
 常勤役員数 / 156人 (うち嘱託職員8人・准職員11人)
 店 舗 数 / 14店舗

CONTENTS

ごあいさつ	1
津山信用金庫の組織	2
津山信用金庫と作州地域の絆	3
信用金庫業界の絆	5
信金中央金庫との絆	6
津山信用金庫の取組み	7
業務のご案内	11
総代会制度	13
コンプライアンス(法令等遵守)への取組み	15
個人情報保護への取組み/金融商品に係る勧誘方針	17
利益相反管理方針の概要/反社会的勢力に対する基本方針等	18
振り込み詐欺への対応/与信取引の説明態勢	19
各種リスク管理について	20
自己資本充実の状況等について (自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)	21
津山信用金庫のあゆみ	27
資料編	28
開示項目一覧	28
営業地域について/店舗のご案内	40

当金庫のビジョン

持続可能な作州地域の実現

当金庫のミッション

作州地域の活性化のため、地域や地元企業、地元住民に対する課題解決・提案型営業を実践し、当金庫の「経営理念」を実現する。

当金庫の経営理念

私たち津山信用金庫は、以下の5項目を基本方針と定め、調和ある経営に徹し、作州地域のパートナーとして、地域社会の信頼に応えます。



ごあいさつ

地域の皆さまには、平素より私ども津山信用金庫をお引き立て賜り、誠に有難く心よりお礼申し上げます。本年度も、当金庫に対するご理解を一層深めていただくため、ここに「2021年版ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜れば幸いに存じます。



2020年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により国内外の経済活動が停滞し、日本経済も大きな打撃を被った1年でありました。

このような状況下におきまして、当金庫は、作州地域で唯一の協同組織金融機関として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業先・個人に対し、資金繰り相談やご融資に迅速に対応することにより、作州地域の経済回復とお客様の事業の維持・継続を図るために最大限の支援を行ってまいりました。

こうした活動の結果、本業の収益力を表すコア業務純益は253百万円、当期純利益は205百万円となったほか、経営体力を表す自己資本比率は10.61%と国内基準で求められる4%の2.6倍以上となっております。

2021年度の当金庫は、最重点推進項目として「持続可能な作州地域の実現支援」のビジョンのもとで、①事業性評価の徹底による課題解決策の提案等の本業支援を図ること、②個人先に対しては、「顧客本位の業務運営」の実践とライフステージに応じた相談業務の強化を図ること、③事業性融資の拡大と消費者ローンの強化により民間貸出の増強による収益力の向上を図ること、④決済性口座の獲得（メイン化）と各種お客様組織の活性化により顧客基盤の強化を図ること、⑤前記①～④を実行していくために、スキルチェック表をもとにした人材育成の強化を図り、職員の「現場力」の向上に努め、来たるべき2027年の創立100周年に向け役職員一丸となって邁進してまいります。

地域の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2021年7月

津山信用金庫 理事長

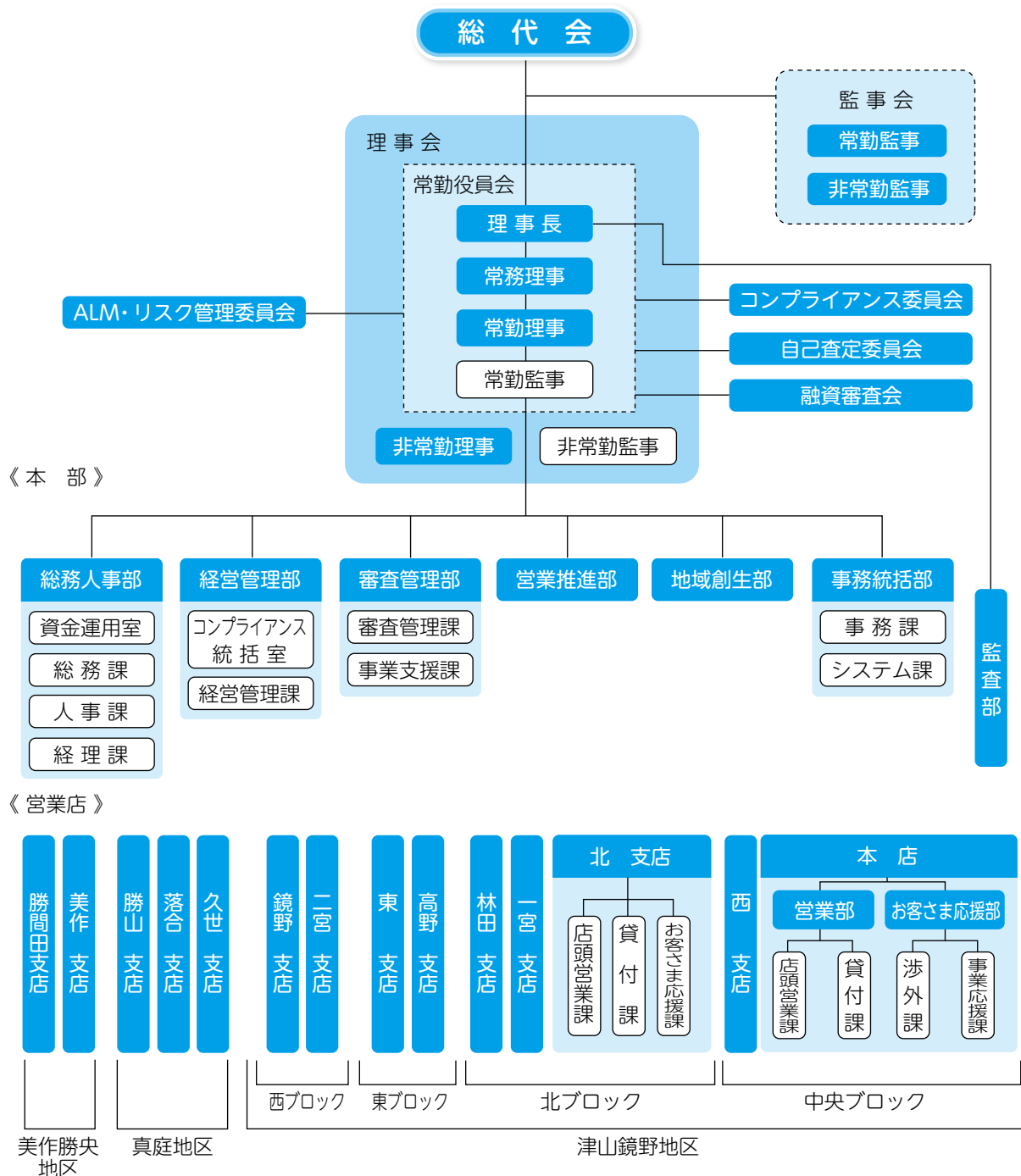
松岡裕司



津山信用金庫の組織

2021年7月1日現在

お客さま



●役員一覧

2021年6月21日現在

理事長	松岡 裕司	常勤理事	香山 智史	理事※1	浮田 芳典	常勤監事	清友 義明
常務理事	清水 俊明	常勤理事	平木 基裕	理事※1	福島 正明	監事(員外)※2	太田 洋一
常勤理事	粟井 正則			理事※1	秋田 健仁	監事(員外)※2	飯綱 浩二

※1は職員外理事です。
 ※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



当金庫の地域経済 活性化への取組みについて

当金庫は、作州地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員からお預かりした大切な資金（預金積金）を地元で資金を必要とするお客様に融資「作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫」[作州地域の活性化応援信用金とどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化

預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、普通預金、定期預金、定期積金をはじめ、より便利で役立つ商品・サービスを提案しています。

預金積金は、公金預金は減少したものの、民間部門預金において、定期預金増強キャンペーンの実施や年金振込・給与振込の獲得、コロナ対応融資および特別定額給付金等の預金滞留により、期末残高は前期比5,765百万円増加の147,078百万円となりました。

なお、当金庫の取扱商品については、11～12ページをご覧ください。

■ 預金積金残高3年比較表

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
預金積金残高	141,158百万円	141,313百万円	147,078百万円

貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

貸出金は、個人向け融資は減少したものの、事業者向け融資において、コロナ対応融資による資金繰り支援に注力した結果、期末残高は前期比5,740百万円増加の70,714百万円となりました。

■ 貸出金残高、預金積金に占める貸出金の割合3年比較表

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
貸出金残高	64,060百万円	64,974百万円	70,714百万円
預金積金に占める貸出金の割合	45.38%	45.97%	48.07%

貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の余資運用につきましては、安全第一を心掛け、信金中央金庫の預け金、公共債や格付の良好な事業債等を中心に運用しています。

■ 預け金残高、有価証券運用残高、預金積金に占める有価証券の割合3年比較表

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
預け金残高	36,803百万円	38,633百万円	46,357百万円
有価証券運用残高	44,336百万円	40,444百万円	40,477百万円
預金積金に占める有価証券の割合	31.40%	28.62%	27.52%

2021年3月期決算に関する事項

2020年度決算においては、業務純益は186百万円(前期比75百万円減)となったほか、本業の収益力を表すコア業務純益は253百万円(前期比125百万円増)となりました。また、経常利益は195百万円(前期比59百万円減)となり、最終利益(当期純利益)は205百万円(前期比6百万円減)となりました。

■ 自己資本比率3年比較表

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
自己資本比率	10.15%	10.41%	10.61%

預金積金

出資金

お客様 / 会員

会員数 11,303人
出資金残高 [596百万円]





となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客様資し、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との絆とネットワークを形成し、庫]として、「持続可能な作州地域の実現」をビジョンとし、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に積極的に取り組んでおります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

津山信用金庫

体制について
 常勤役員数：156人
 (うち嘱託職員8人・
 准職員11人)
 店舗数：14店

支援サービス

貸出金

1. 取組方針

当金庫は、「作州地域のパートナー・よらず相談信用金庫」「作州地域の活性化応援信用金庫」を目指し、お客様と一生涯のお付き合いをする金融機関、小回りが利き地元のことをよく知る金融機関、そして地元利益を還元する金融機関として、お客様との関係を強化し、地域や地域のお客様の悩みや課題を知り、解決していくための行動を実践してまいりました。

当金庫は、主役であるお客様や地域を支える「パートナー」として、お客様と相互理解の下、切磋琢磨し、互いを高め合う存在を目指してまいります。以下には、その活動の一端として、中小企業や地域の活性化のための当金庫の態勢整備や取組みについて紹介いたします。

2. 態勢整備の状況

- ・日本財団「わがまち基金」を活用した津山圏地域商社スタートアップエール事業を開始
- ・東京東信用金庫と包括連携協定を締結
- ・岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点に参画
- ・岡山県と連携・協力に関する包括協定を締結し、企業誘致等での連携態勢を構築
- ・M&A マッチングサイト運営事業者「(株)トランビ」とマッチング契約を締結
- ・岡山県下の信用金庫と信金中央金庫、信金キャピタル(株)、一般社団法人おかやま中小企業支援実務家協議会、(株)トランビなどで構成する「岡山県事業承継プラットフォーム」を発足
- ・人材マッチング事業者「ミイダス(株)」と業務提携契約を締結
- ・地域活性化支援事業者「(一社)MIKATAプロフェッショナルズ」と業務提携
- ・全国の信用金庫が集結するマッチングサイト「よい仕事おこしネットワーク」に参加(事務局：城南信用金庫)

3. 取組状況

- ①創業・新事業開拓の支援
 - ・創業スクール「Homing」を開校
 - ・創業時の補助金申請支援
- ②成長段階における支援
 - ・私募債(SDGs 私募債を含む)の引受
 - ・ビジネスマッチング支援
 - ・ものづくり補助金等各種補助金の申請支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等の支援
 - ・事業承継ツール(事業承継計画表、チェックシート、自社株評価試算ソフト)を活用した事業承継支援
 - ・外部機関との連携によるM&A支援
- ④地域の活性化に関する取組状況
 - ・「つしん終活セミナー」を開催
 - ・「地域商社」設立協議会に参加。地域商社つやまエリア(株)曲辰に出資
 - ・落合中学校「職業講演会」や津山中学校「課題探究活動『働く』を考える」に協力
 - ・「みま咲く未来フォーラム2020in 真庭(主催：岡山県美作県民局、共催：真庭市、主管：山陽新聞社)」にパネリストとして参加
 - ・信金中央金庫「創立70周年記念事業」地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」(企業版ふるさと納税)を津山市に紹介し、応募の結果採択され、津山市に企業版ふるさと納税を実施



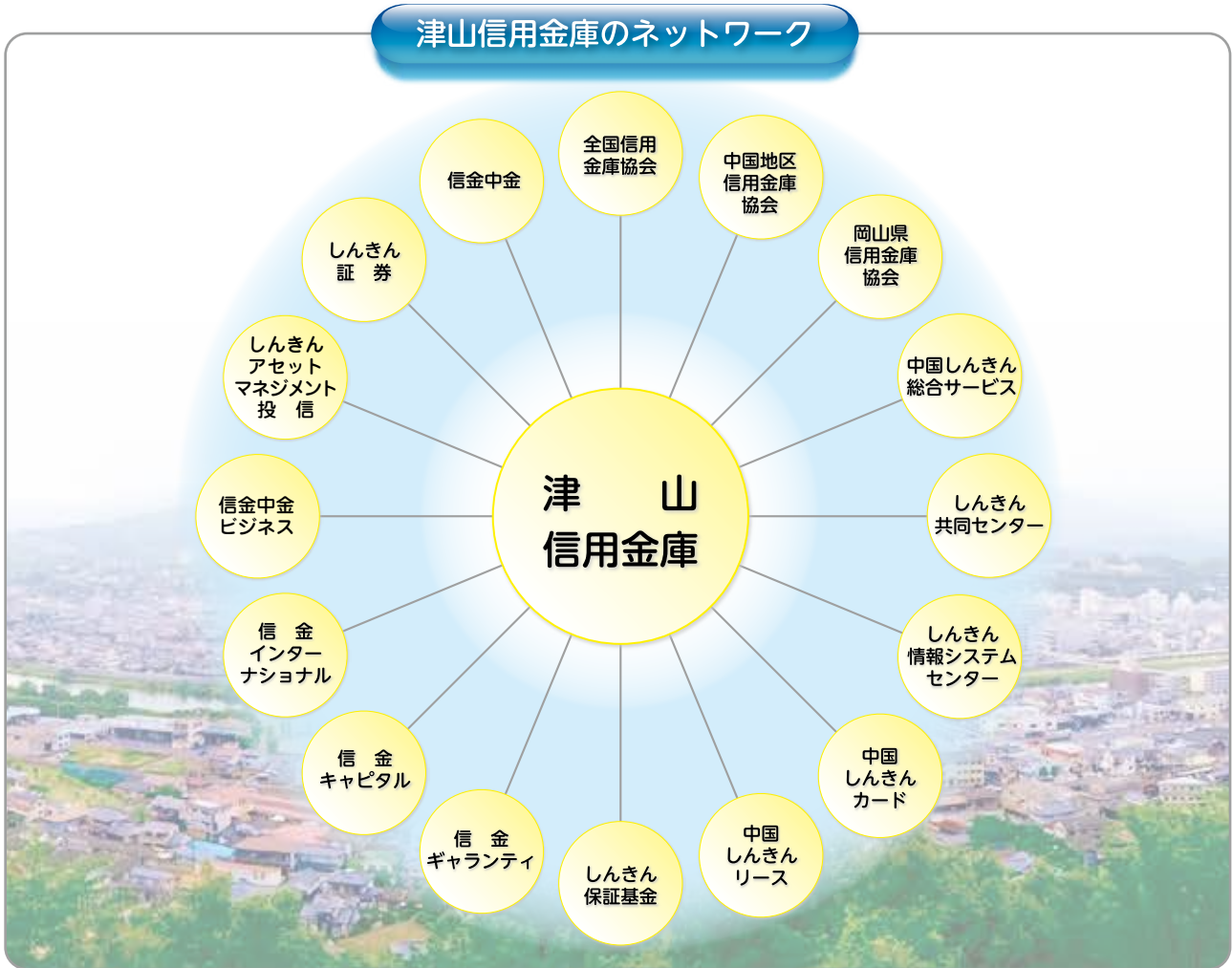
信用金庫業界の絆

信用金庫業界の実力

信用金庫は、各種中央団体の他、全国に張り巡らされた業界ネットワーク網を有する日本有数の金融グループです。信用金庫業界は、連帯と協調の意識、助け合いの精神が非常に強い業界です。

信用金庫業界の絆

津山信用金庫のネットワーク



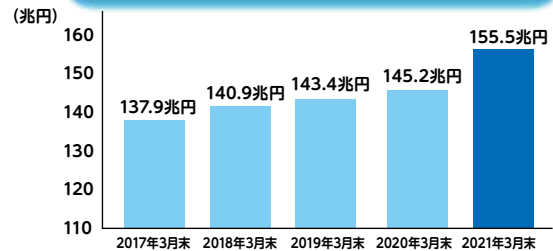
預金・貸出金残高の業態別比較 (2021年3月末)

(単位:兆円)

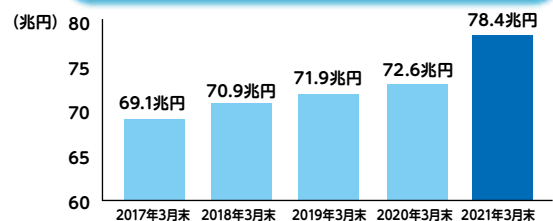
	預金	貸出金
都市銀行	431	212
地方銀行	304	230
信用金庫	155	78
農協	106	21
第二地銀	67	52
信用組合	22	12
労働金庫	21	14

(出所)都市銀行、地方銀行、第二地銀:全国銀行協会「全国銀行預金・貸出金等速報」
 農協:農林中央金庫「全国JA貯金・貸出金残高速報」
 信用組合:全国信用協同組合連合会「全国信用組合預金・貸出金等状況」
 労働金庫:全国労働金庫協会「全国労働金庫預金・貸出金残高」

預金積金残高の推移



貸出金残高の推移



(出所) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所「全国信用金庫主要動向」



信金中央金庫 ～信用金庫のセントラルバンク～

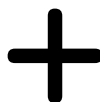
信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。
1950年に設立され、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。
信金中金は、信用金庫の業務・経営のサポートを行っているほか、信用金庫から預け入れられた資金や金融債の発行により調達した資金を、有価証券投資や事業会社への貸出により運用しており、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫と信金中央金庫は 信頼のパートナーです。

地域経済のパートナー

信用金庫

- 預金残高
.....約155兆円
- 巨大なネットワーク
...全国254金庫、7,181店舗
- 役員員数
.....約10万人
- 多数の出資者
.....約909万人
(2021年3月末現在・速報値ベース)



信用金庫のセントラルバンク

信金中金

- 総資産（連結）
.....約43兆円
- 高い連結自己資本比率（国内基準）
.....25.60%
- 低い不良債権比率（連結）
（＝リスク管理債権 / 貸出金）
.....0.27%

(2021年3月末現在)

信用金庫の業務にかかるサポート

- 信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート
- 信用金庫業界のネットワークなどを活用した業務
- フィンテックの活用に向けた取組み
- 信用金庫の決済業務のサポート
- 信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫に対する金融商品の提供
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
- 信用金庫の市場関連業務のサポート
- 信用金庫の人材育成のサポート

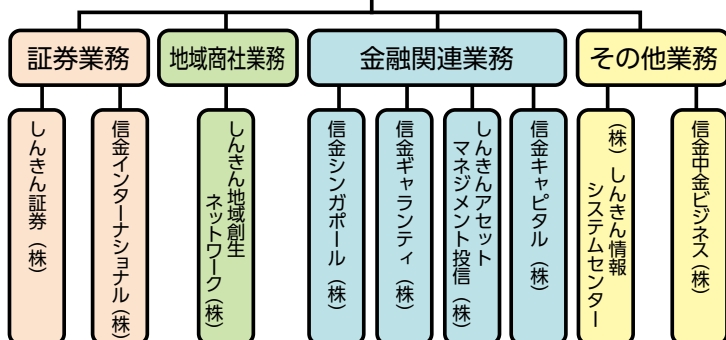
信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた資金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

邦銀トップクラスの格付

信金中金グループ



(2021年7月1日現在)

格付機関

長期格付

ムーディーズ (Moody's)	A1
S & P グローバル	A
・レーティング (S & P)	
格付投資情報センター (R & I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

(2021年5月末現在)





お客様のため、作州地域を元気にするため、津山

2020年度中の主なあゆみ

- 2020年4月
 - ・「2020年度入庫式」開催
 - ・「東京東信用金庫との地方版総合戦略に関する協定」を締結
 - ・「真庭SDGsパートナー制度」に参加
- 5月
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る「休日相談会」開催
 - ・「当金庫の『目指す姿』（改訂版）」策定
- 6月
 - ・「2020年度～2022年度 中期経営計画」制定
 - ・事業性火災保険の取扱開始
 - ・「SDGs私募債発行記念式典および寄附品贈呈式」開催
 - ・「つしん福祉人材養成奨学金授与式」開催
 - ・「第94期通常総代会」開催
- 7月
 - ・東ブロック（東支店・高野支店）の渉外担当者を東支店に集中配置
 - ・岡山県立津山高等学校 SSⅡクラスにて地域創生に係る講義を実施
- 8月
 - ・「出資証券の不発行（ペーパーレス化）」の実施
 - ・「第7回つしんこどもマネースクール」開催
 - ・「オフィスカジュアルデー」の実施
 - ・第3期創業スクール「Homing2020」開校（主催：レプタイル㈱ 共催：つやま産業支援センター、㈱津山朝日新聞社、当金庫）
- 9月
 - ・「津山市IoT推進ラボ」にビジネスコーディネーターとして参加
 - ・「世界アルツハイマーデー」の啓蒙活動に参加
- 10月
 - ・「2021年度採用内定式」開催
 - ・岡山県立大学にて「岡山創生学」に係る講義を実施
 - ・勝山支店新店舗の「安全祈願祭」開催
 - ・真庭市立落合中学校の「職業講演会」に講師として参加
 - ・「第7期つしん未来塾」開講
 - ・岡山県立津山中学校生徒の「課題探究活動」の受入
 - ・津山市と当金庫が共同出資し「地域商社 津山エリア㈱曲辰（かねたつ）」設立
- 11月
 - ・日本財団「わがまち基金」を活用した地域創生支援スキーム「先導的に地域を切り開く事業」にかかる助成金の受給決定
 - ・つしんビジネスクラブ「WITHコロナ対策関連 緊急WEBセミナー」開催
 - ・東京東信用金庫 両国支店と錦糸町支店にて「津山物産展」開催
- 12月
 - ・「みま咲く未来フォーラム2020in真庭」にパネリストとして参加
 - ・「つしん終活セミナー」開催（城西公民館会場）
- 2021年1月
 - ・「『企業版ふるさと納税』贈呈式」開催（「地域創生推進スキーム『SCBふるさと応援団』」に当金庫が津山市を推薦し、信金中央金庫より津山市に1,000万円の寄付）
 - ・サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進める「パートナーシップ構築宣言」に参加
- 2月
 - ・「『Homing』ビジネスプランコンテスト」開催
 - ・「第7期つしん未来塾」を塾生24名が卒業
 - ・特殊詐欺の未然防止による感謝状受領（鏡野支店）
- 3月
 - ・日本銀行の「地域金融強化のための特別当座預金制度」へ参加
 - ・優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人2021」に認定
 - ・「間税会女性部向けセミナー」開催
 - ・おかやまプラスチック3R宣言事業所の登録制度への貢献による感謝状受領（稼ぐ地域創生担当 藤本理事長付）

【津山しんわ文化財団】

第32回しんわ美術展 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止



信用金庫が起こしたアクションを振り返ります。

2020年度トピックス



お客様の課題解決を図ることを目的に、本部に「ライフサポートチーム」を創設いたしました。支店長経験のある小賀チームリーダー（副部長）を中心に、「年金分野」「保険分野」「医療福祉分野」の専担者を配置し、お客様の多種多様なご相談に応じております。

新型コロナウイルス感染拡大により、経営に影響を受けておられるお客様を対象に「休日相談会」を開催いたしました。迅速に資金繰り相談などに対応することで、作州地域の経済回復とおお客様の事業の維持・継続を図ることを目的としたものです。



東京東信用金庫（東京都墨田区、中田清史理事長）と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地域経済の持続的発展に向けて連携するための協定を締結しました。本協定の締結により、両金庫が緊密に連携し「地方版総合戦略」を踏まえ、地域活性化と地域の産業振興の充実に資するとともに、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域経済社会の発展に貢献することを目的とします。

津山市と共同出資し、地域商社 つやまエリア「株式会社 曲辰（かねたつ）」を設立しました。当社は、津山圏域（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）の「米・小麦・大豆・ブドウ」の1次産品と加工品を主に取り扱い、付加価値向上やブランド化を図り、生産者の所得向上や担い手の確保につなげ、持続可能な地域を構築することを目的としています。





2020 年度トピックス



「みま咲く未来フォーラム 2020 in 真庭」(主催：岡山県美作県民局、共催：真庭市、主管：山陽新聞社)に当金庫の松岡理事長がパネリストとして参加し、「地産都消で地域経済を回し持続可能な地域づくりを支援していきたい。」などのお話をさせていただきました。

城西公民館にて、「つしん終活セミナー」を開催しました。ふれあいサロンスマイル主催のイベントの一環として開催したもので、31名の方に参加していただきました。ライフサポートチームより、エンディングノートの活用方法、介護や相続に関する制度の説明と、その対策として有効な家族信託や保険のこと、さらには遺族年金のことなど具体的な内容を盛り込みながらお話させていただきました。



信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫の「創立 70 周年記念事業『SCB ふるさと応援団』」に津山市が採択され、企業版ふるさと納税制度を利用して、同金庫から津山市に 1,000 万円が寄付されました。推薦者である当金庫の松岡理事長から「新たな制度の取り入れなどにより、地域の課題解決を加速し、持続可能な社会の実現に向けて、津山市と連携して地域発展につなげていきたい。」とお話させていただきました。

特殊詐欺の被害を未然に防いだとして、津山警察署長と同署管内金融機関防犯協力会から、感謝状をいただきました。来店された女性から「高額賞金が当たった。受け取り費用を払わないといけないので、現金の送り方を教えてほしい。」と依頼を受けた職員が特殊詐欺を疑い、役席者へ報告し、両名で送金しないように説得し、警察に通報したことで特殊詐欺を防ぐことができました。



新たな取り組み

■ つしん YouTube チャンネル開設

当金庫の取り組みやお客様のご紹介を目的とした YouTube チャンネルを開設いたしました。定期的に情報発信を行いますので、ぜひご覧ください。チャンネル登録もよろしくお祈いします。



津山信用金庫の取り組みを紹介していきます。チャンネル登録よろしくお祈いします。



チャンネル
津山信用金庫

<https://www.youtube.com/channel/UCjWlx3RuD5x-LMLR3QTUGqg>

■ CLT 建築による勝山支店の新築・移転



(新店舗外観)

〈新店舗〉〒717-0013 真庭市勝山 819-3
TEL 0867-44-2648

2021年5月10日より勝山支店が新築・移転しました。新店舗は、建築資材として環境に優しく高性能な地元製造のCLTを使用しています。なお、店舗紹介動画を当金庫のYouTubeチャンネルでご視聴いただけます。



(新店舗看板)

■ 窓口タブレットを使用した伝票レスシステムの導入

タブレットを使用した伝票レスシステムを勝山支店及び北支店に導入しました。他店舗でも順次導入予定であり、更なる窓口業務の効率化・お客様相談態勢の充実化を図ってまいります。



■ タッチレス ATM の導入



コロナ禍にてATMをご利用のお客様に配慮いたしました取り組みの一環として、本店・北支店に「タッチレスATM」を導入しました。空中に浮いている画像のボタンを押すことでATMの画面に触れずに操作ができます。なお、「タッチレスATM」の導入は、中国地方の信用金庫で初となります。(2021.6 現在)





津山信用金庫は、地域のみなさまの暮らしと経営を応援します。

●預金業務

津山信用金庫では、普通預金、定期預金、当座預金をはじめ、地域のみなさまにとって、より便利でお役に立つ商品・サービスを積極的に提案しています。

種類	内容	期間	お預け入れ金額	
当座預金	会社や商店などのお取引に安全で便利な小切手や手形をご利用いただけます。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	給与、年金のお受け取り、口座振替等もセットでき、お財布や家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
決済用普通預金	普通預金と同様にご利用いただけますが、利息のつかない預金です。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	1冊の通帳に、普通預金・定期預金をセット。いざというときは、定期預金を担保に便利な自動融資もご利用いただけます。	普通預金・定期預金に準ずる		
貯蓄預金	お預入残高に応じて5段階の適用金利となります。	出し入れ自由	1円以上	
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に便利です。2日前までのご通知によりお引き出しいただく預金です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税用資金を準備する預金です。租税納付のために利用の場合は非課税扱いとなります。	お引き出しは原則として納税時のみ	1円以上	
定期預金	スーパー定期預金	期間と金額をご自由にお選びいただける、身近な定期預金です。個人の方のみご利用いただける3年以上の複利型は、半年複利でよりお得です。	1ヶ月～5年	100円以上
	大口定期預金	まとまった資金を有利に運用いただける定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
	期日指定定期	1年の据置期間経過後は1ヶ月前までに満期日をご指定いただけますと全額または一部をお引き出します。金利は、お預け入れ期間（1年以上・2年以上・3年）に応じて有利になります。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	お預け入れから6ヶ月毎に適用金利を見直しする定期預金です。個人の方のみご利用いただける複利型は、半年複利でよりお得です。	1年～3年	100円以上
	定額複利預金	個人の方のみご利用いただけ、お預け入れから6ヶ月経過後はいつでもお引き出し自由。長く預けるほど金利がステップアップする半年複利の有利な定期預金です。	最長5年 (据置期間6ヶ月)	100円以上 1,000万円未満
スーパー定期積金	教育資金や自動車購入等、目的に合わせて毎月一定額をお積立いただく商品です。	6ヶ月～5年	1,000円以上	

●融資業務

種類	内容	期間	ご融資金額	
制度融資	県や市町村などの有利な制度融資を各種取り扱っています。	各種制度により異なります。		
つしん特別融資「はばたき」	地域事業者の経営改善、発展を図るための融資です。「スピード審査」「無担保」「第三者保証不要」です。	10年以内	最高5,000万円	
ゆたかサポート	地域農業の活性化を図るための融資です。農業に従事されている方がご利用いただけます。	資金用途により異なります。	最高3,000万円	
つしん新規創業資金融資制度「創生」	新規創業される方への融資を通じて地方創生を図るための融資です。	10年以内	最高1,000万円	
創業サポートローン「つなぐ力」	日本政策金融公庫との連携融資です。①新たに事業を始める方、または事業を開始した日から5年を経過していない方、②第二創業を計画されている方、または第二創業を開始した日から5年を経過していない方にご利用いただけます。	資金用途により異なります。	当金庫・日本政策金融公庫各 最高2,000万円	
ソーシャルビジネスサポートローン「つなぐ心」	日本政策金融公庫との連携融資です。社会的課題（高齢者介護、子育て支援、障がい者支援、就労支援、まちづくり等）に対してビジネス手法で解決する持続的な事業活動を行っている方を支援する融資です。	資金用途により異なります。	当金庫・日本政策金融公庫各 最高7,200万円	
事業者カードローン	ご融資限度額以内で事業資金を反復してご利用いただけます。	2年以内	最高2,000万円	
一般融資	商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越などお使いみちに合わせてご利用ください。			
主な個人向けローン	住宅ローン	住宅の新築・ご購入、お借換えにもご利用いただけます。	35年以内	最高10,000万円
	オートローン	新車・中古車のご購入、免許取得・車検・修理にご利用いただけます。	10年以内	最高1,000万円
	リフォームローン	住宅の増改築、車庫・塀の設置などにもご利用いただけます。	15年以内	最高1,000万円
	多目的ローン	車のご購入、教育資金、リフォーム資金など様々な目的にご利用いただけます。	10年以内	最高1,000万円
	プライドルローン	ご結婚に係る費用としてご利用いただけます。	10年以内	最高500万円
	教育ローン	入学金、授業料等の学校納付金、教育関連資金にご利用いただけます。	16年以内	最高1,000万円
	カードローン	お使いみちは自由。ご融資限度額内で反復してご利用いただけます。	3年以内	最高900万円
フリーローン	お使いみちは自由。様々な用途にご利用いただけます。	10年以内	最高1,000万円	

*チラシの中には取扱いを終了した商品が含まれることもございます。詳しくは店頭でおたずねください。 2021年6月現在





●国債の窓口販売業務

種類	内容
個人向け国債	半年毎に利率が変わる10年満期タイプと固定金利の3年タイプ・5年タイプの3種類の個人向け国債があります。いずれのタイプも年2回(半年ごと)お利息が受取れます。お申込み単位は1万円。

●投資信託の窓口販売業務

種類	内容
投資信託の窓口販売	投資信託は、投資の専門家である投資信託会社が国内外の株式・債券・不動産など複数の投資対象に資金を分散して運用を行う投資手段です。当金庫では、多様化するお客様の資金運用ニーズに応えるため、運用方針の異なる投資信託16商品をお取り扱いしております。

●保険商品の窓口販売業務

種類	内容
損害保険商品の窓口販売	当金庫では住宅ローン関連の「長期火災保険」と「債務返済支援保険」および「事業性火災保険」、「傷害保険」をお取り扱いしております。
生命保険商品の窓口販売	当金庫では「定期保険」、「定額個人年金保険」、「終身保険」、「一時払終身保険」、「変額保険」、「がん保険」および「医療保険」をお取り扱いしております。

●M&A 仲介業務

種類	内容
M&A 仲介業務	地域の中小企業が有する企業買収、事業譲渡、業務提携その他の方法による企業提携に関するニーズに応えるため、外部専門機関と連携したM&A等に関する情報交換ならびに仲介業務を行います。

●国際業務

種類	内容
外国為替	外国への送金、外貨小切手の取立をいたします。(取次業務)

●その他業務

種類	内容
貸金庫	貸金庫はお客様の大事な証書・株券・権利書・貴金属等を盗難・火災から守ります。(設置店舗：本店、北支店、林田支店、高野支店、久世支店、勝間田支店、美作支店、落合支店)
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後に売上金などを安全にお預りし、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。(設置店舗：本店、林田支店、高野支店、久世支店、勝間田支店、美作支店)
スポーツ振興くじのお支払い	スポーツ振興くじ(toto)の当選金をお支払いいたします。(取扱店舗：本店、北支店、久世支店)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	充実した老後の生活を実現するための資産を、加入者であるお客様ひとりひとりが、自らの責任で形成していく新しい年金制度です。毎月積み立てる掛金と運用収益の合計額をもとに、60歳以降に年金や一時金として受け取ることができます。

●各種サービス

種類	内容
個人向けインターネットバンキングサービス(モバイルバンキング)	お客様のパソコンで、資金移動のほか、残高・入出金明細および取引履歴の照会等ができます。携帯電話及びスマートフォンでも同様のサービスをご利用いただけます。基本契約料及び当金庫宛の振込手数料は無料。また、他金融機関宛の振込手数料が窓口扱いよりもお得です。
法人向けインターネットバンキングサービス	お客様のパソコンで、資金移動のほか、残高・入出金明細および取引履歴の照会等ができます。また、データ伝送サービスをご契約いただきますと、総合振込、給与・賞与振込もできます。毎月、基本契約料が必要となりますが、窓口扱いよりも振込手数料がお得です。
VISA一体型ICカード	「キャッシュカード」と「クレジットカード」の機能を1枚にまとめた多機能カードです。
しんぎん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき、「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。
キャッシュサービス	全国の信用金庫のATM機でお引出し・お預入れ・お振込ができます。また、その他の提携している金融機関のATM機でもお引出し・お振込(一部金融機関は除く)を行うことができます。
デビットカード	デビットカード加盟店でキャッシュカードによりショッピングのお支払いができます。
自動受取り	給与、年金、株式配当などが、受取日に自動的にご指定の口座に振り込まれます。
自動支払い	公共料金・税金・保険料・学費・各種クレジット代金などを、ご指定の口座から自動支払いいたします。
さくら会(年金友の会)	当金庫で年金をお受け取りになっているお客様は、日帰り旅行へのご参加、定期預金の金利アップ、年に一度の記念品進呈等のサービスを受けることができます。
ひまわりクラブ	22歳以下のお子さまをもつ保護者さまは、本会に入会いただくことで、定期預金の金利アップ、優遇金利の専用教育ローン等のサービスを受けることができます。

※チラシの中には取扱いを終了した商品が含まれることもございます。詳しくは店頭でおたずねください。 2021年6月現在



総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

総代の皆さまは、当金庫の会員の総意を当金庫の経営に反映させていくという重要な役割を担っています。地域社会での信頼も厚く社会的な重責を担い、当金庫の経営理念や果たすべき使命を良くご理解・ご認識され当金庫とのお取引も良好な方々、そして地域への貢献度も高く、良識・見識を有し、私どもの一番の理解者、支援者、そしてご意見番であり、大切なパートナーの方々です。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、訪問アンケート調査の実施や、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内です。
- なお、2021年3月31日現在の会員数は11,303人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（会員は異議の申立てができる）。



▲総代選考委員会

総代候補者の選考基準

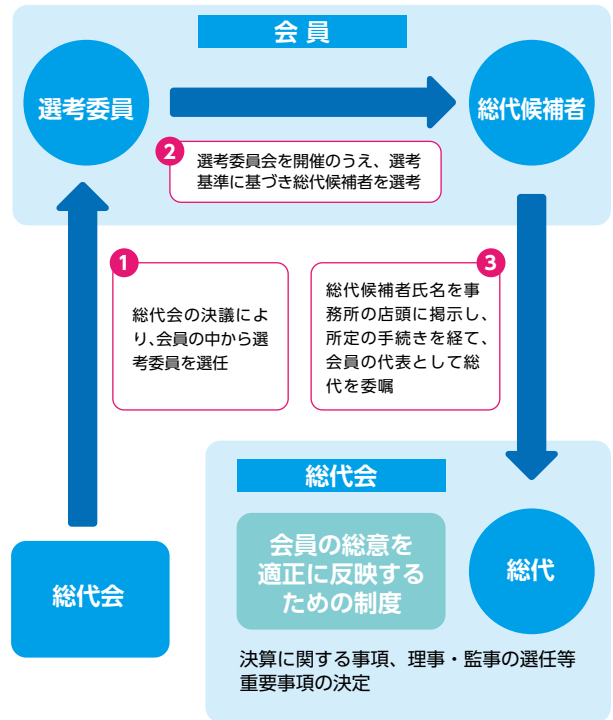
1. 資格要件

- ①当金庫の会員であること。
- ②就任時点で80歳を超えていないこと。

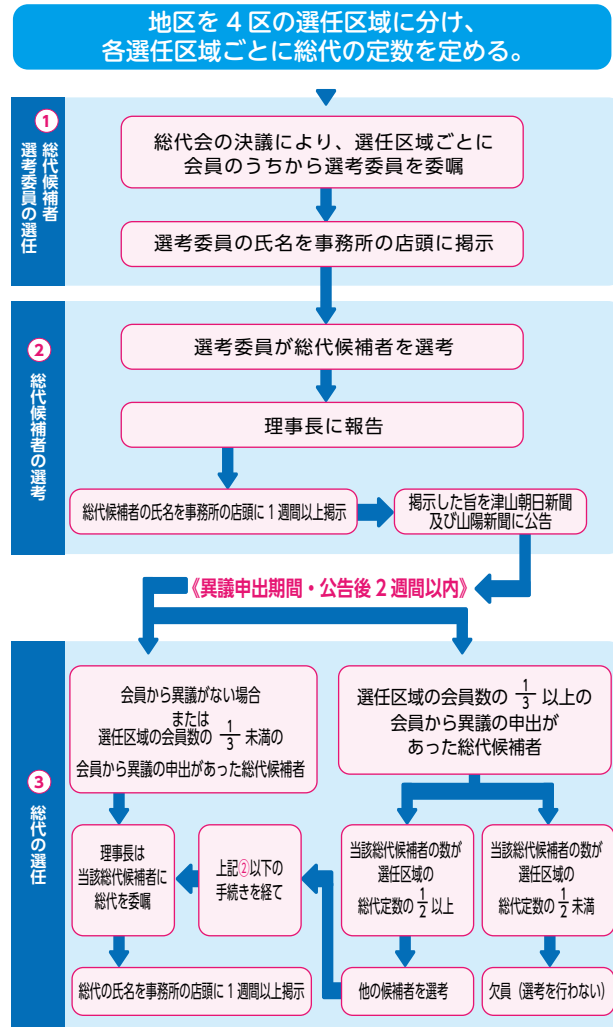
2. 適格要件

- ①総代としてふさわしい見識を有している者
- ②良識をもって正しい判断ができる者
- ③当金庫の地区内に居住し、地域における信望が厚く、人縁関係が深い者
- ④行動力があり、積極的な者
- ⑤人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ⑥その他総代選考委員が適格と認めた者

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための、開かれた制度です。



▼総代が選任されるまでの手続き





■ 通常総代会に関する事項

2021年6月21日、第95期通常総代会を開催し、次の議案が原案通り承認可決されました。

報告事項 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 監事三名選任の件

第3号議案 退任役員に対する退任慰労金の贈呈の件

■ 総代の氏名等

2021年6月21日現在

選任区域	人数	氏名
1区	28名	有木 良治⑥、井澤 保③、石川 泰祐⑥、石原 宏明③、牛垣 和弘①、内田 政行① 内野 徹①、岡 悠紀好⑧、小笠原卓宏②、河田 香織③、神崎 信輔③、苅田 裕也⑨ 苅田 善嗣⑥、楠田 芳三③、國米 一朗③、近藤 一③、佐藤 宣義①、須江 英典④ 末澤 由博②、高田 信昌⑦、鷹取 貞次①、綱澤 増雄③、土居 義幸④、野上 和宏① 廣野 學③、松田 欣也③、光岡 宏文①、竜門 幸司⑨
2区	19名	秋山 政徳①、稲葉 伸次⑦、井上 浩志③、江見 正暢⑤、小原 茂揮③、片山 学④ 角上 曙禧⑥、川端 茂③、河本 義登②、小林 和彦②、寶多 英代②、額田 雅之② 長谷川隆嗣⑤、廣田 裕②、福田 邦夫③、松本 裕之⑦、美甘 信吉③、森山 真一① 山本 俊彦③
3区	18名	池上 典昭⑧、池田 晃⑥、宇佐美勝正①、薄元 優子①、畝岡 昭一③、大谷 裕子② 川嶋 謙①、川嶋 健文③、小林 紳一①、杉本 譲二①、豊福 恒弘⑤、中坂 彰男⑦ 中村 政弘③、番原 芳弘⑥、福岡 正城⑥、福田 幹尚⑦、牧野 秀俊②、真屋 幸弘④
4区	15名	赤木 敏浩⑤、安東 正典⑦、大烏 広次③、大田 哲男①、岡田 暁⑨、小林 高光④ 谷岡 志郎③、道満 祥雄④、鳥越 啓史①、長尾 和彦⑥、中島浩一郎②、三木 康史③ 村松 幸男①、母里 靖浩①、山下 豊⑤

〔お名前は、ご承諾を頂いて記載しております。お名前の後の数字は総代会への就任回数です。〕（敬称略、五十音順）

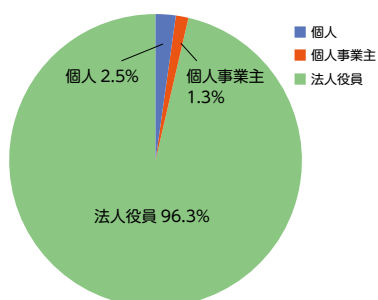
■ 名誉総代

1区 中村 頭司、早瀬 喜八郎、道廣 義明 2区 秋山 知之 3区 只友 世毅子
以上5名。

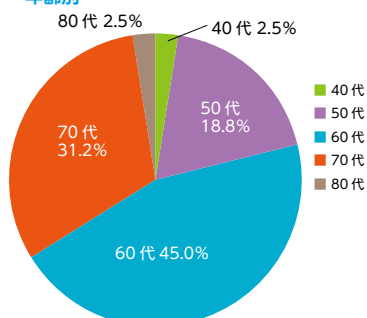
当金庫では、総代を定年により退任された方、かつ長年（原則として5期15年以上）金庫の運営に尽力された方のうち、当金庫が推薦する方に名誉総代の尊称を贈り功績を讃える制度があります。

■ 総代の属性等別構成比

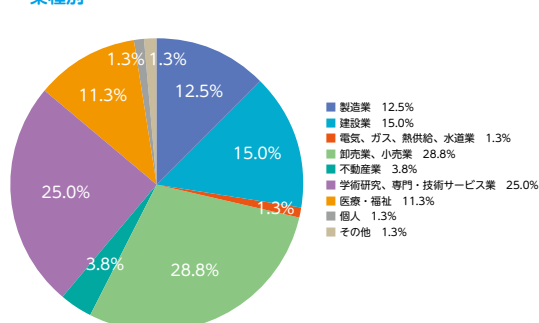
職業別



年齢別



業種別





コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

コンプライアンスの基本方針

当金庫は、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、ゆるぎない信頼を確立するため、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけています。全役職員が守るべき基本事項を定めた「津山信用金庫行動綱領」を制定しているほか、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンス委員会により強固な管理体制や運営態勢を構築しています。

具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、このプログラムに沿って役職員の法令等遵守に対する意識向上を図るほか法令等遵守態勢に対する取組みを強化しています。また、コンプライアンス宣言を作成し朝礼等で全員で唱和することにより、コンプライアンス意識の醸成を図っています。

2011年10月には「私の行動チェック」を制定し、自分の行動を顧みて、コンプライアンスの重要性に対する意識をより強く持ち、法令等遵守に取り組む姿勢を明確にする指針としています。

津山信用金庫行動綱領

1. 津山信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

当金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を实践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以上



コンプライアンス宣言

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、コンプライアンス重視の企業風土を確立するため、役職員は率先して以下のとおり取り組むことを宣言します。

1. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を行います。
2. 当金庫の役職員は、金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令やルールに関する知識の向上に努めます。
3. 当金庫の役職員は、金庫内のコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはその疑いのある行為に対しては厳正に対処します。

わたしの行動チェック

わたしの行動は

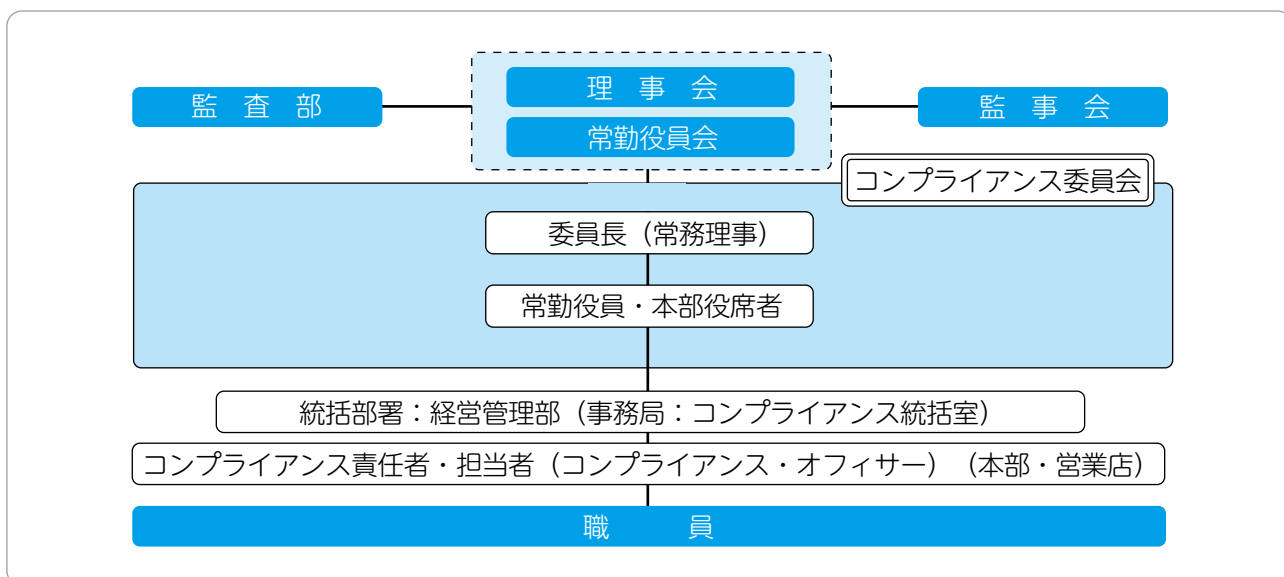
1. 法律に触れないだろうか
2. 金庫の基本方針に反していないだろうか
3. 良心がとがめないだろうか
4. 家族が知ったらどう思うだろうか
5. 社会の視線に耐えられるだろうか

コンプライアンス体制

理事会は、コンプライアンス態勢に関する最終意思決定機関とし、基本方針・遵守規準を定めるとともに、コンプライアンス実践状況や施策等の遵守状況を評価しています。

また、コンプライアンス委員会は、業務執行機関として総合的に計画・検討・評価を行い、経営管理部を統括部署、コンプライアンス統括室を事務局として態勢に関わる企画・立案を行うとともに、指導・教育、苦情・相談への対応を行っています。

さらに、コンプライアンス責任者および担当者（コンプライアンス・オフィサー）を本部・営業店に配置し、所属職員に対する指導、教育などを行っています。万一職員において、法令等違反が発生した事実、またはそのおそれがあることを知ったときは、コンプライアンス・オフィサーに報告することとしているほか、直接報告できるホットラインを設け、内部通報にも適切に対応できる体制を構築しています。





個人情報保護への取り組み／金融商品に係る勧誘方針

■ 個人情報保護への取り組み

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

当金庫は、お客様のお取引を安全かつ確実に進め、より良い金融サービスをご提供するためにあらかじめ利用の目的を明確にしたうえでお客様より個人情報等を取得するとともに、業務上必要な目的の範囲で利用し、お客様の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示することはありません。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えいたします。お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の相談窓口までお申出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の管理措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、特定の業務において個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の相談窓口までご連絡ください。

注）本記載事項は、当金庫「個人情報保護宣言」の要旨であり、くわしくはホームページまたはお近くの窓口でご確認願います。

● 個人情報に関する相談窓口

	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っています。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。





■ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ 金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）への対応

● 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

	津山信用金庫各営業店	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	40ページ参照	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	40ページ参照	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

● 紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、岡山弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、岡山弁護士会、全国しんきん相談所、または、当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

名 称	全国しんきん相談所	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	岡山弁護士会 岡山仲裁センター
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29
電話番号	(03)3517-5825	(03)3581-0031	(03)3595-8588	(03)3581-2249	086-223-4401
受 付 日 時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～17:00



振り込め詐欺への対応／与信取引の説明態勢

振り込め詐欺への対応

2008年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（略称「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われたお客様のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害資金の返還手続等を定めた法律です。

振り込め詐欺対策として、当金庫は以下の対応を行っております。

- ・キャッシュカードによる1日あたりの振込限度額および回数の設定ができます。
- ・当金庫ATM待ち受け画面にメッセージで注意喚起をしています。
- ・当金庫ATM利用時に、明細表のメッセージで注意喚起しています。
- ・携帯電話での指示・誘導による還付金詐欺の未然防止のため、ATMコーナーでの携帯電話の使用をご遠慮いただいております。
- ・携帯電話を使用されている場合、職員がお声をかけることがあります。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・窓口などのお振り込みについて、お振り込みの理由等をおたずねする場合があります。振り込め詐欺を未然に防ぐための確認でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・振り込め詐欺の疑いや不安がある場合は、ご遠慮なくお申し出ください。
- ・万が一振り込め詐欺の被害に遭われた、またはその疑いがある場合などは、お近くの当金庫本支店、または下記の連絡先へ、ご遠慮なくお問い合わせください。
- ・キャッシュカードでの振込および出金機能の利用制限について、近年、全国的に、ATMに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる「振り込め詐欺」、また、高齢者の方からキャッシュカードを騙し取り、ATMで現金を引き出す特殊詐欺被害が急増しています。こうした被害を防止するために岡山県警の要請のもと、緊急対策として、以下のとおりキャッシュカードの利用制限を実施しています。

【キャッシュカード振込機能の利用制限】

(1) 対応内容

キャッシュカードによるATM振込が出来なくなります。

(2) 対象となるお客様

2017年2月末を最初として、毎年2月末で70歳に達し、過去3年間にATM振込のご実績のないお客様

(3) 対応開始時期

2017年4月3日（月）より

【キャッシュカード出金機能の利用制限】

(1) 対応内容

キャッシュカードによる出金限度額が「1日あたり10万円」となります。

(2) 対象となるお客様

① 2021年3月31日時点で70歳以上、かつ2018年4月1日から2021年3月31日までの過去3年間に、ATMでの出金の利用実績のないお客様

② 2021年4月1日以降、70歳に達した時点で、過去3年間にATMでの出金の利用実績のないお客様

(3) 対応開始時期

2021年4月20日（火）より

※上記対象のお客様でATMでのお振込または10万円を超えるATMでのご出金をご希望のお客様
平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認の上、取り扱いさせていただきます。
なお、キャッシュカードによる預入れは、従来通り可能です。

	津山信用金庫経営管理部コンプライアンス統括室
住 所	〒708-0022 津山市山下30-15
電話番号	(0868)22-4124 FAX:(0868)32-2958 Eメール:tsushin@mx1.tiki.ne.jp
受付時間	月曜日～金曜日(休日は除く)午前8時30分～午後5時

与信取引の説明態勢

当金庫は、お客様との強固な信頼関係を築くためには、お客様との情報共有の拡大と、相互理解の向上が重要であると考えます。

また、お客様への説明時や情報提供時において、常にお客様の立場に立って、お客様の理解と納得を得ることを目的とした誠実な説明を行うこと、すなわち説明責任を果たすことが不可欠であると考えます。言い換えれば、利用者重視の取り組み態勢が、お客様との強固な信頼関係を築くための大前提であるといえます。

このような考え方から、当金庫では、「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を基に、「与信取引に関する顧客への説明マニュアル」を制定し、各与信取引における具体的な対応を定め、与信取引に関する厳格な説明態勢の構築とその適正化を図っています。





各種リスク管理について



つっしゅ

■ 各種リスク管理について

信用リスク	<p>信用リスクとは、取引先の業況悪化などにより、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクと認識し、信用リスクの評価については、定期的に信用リスク量を計測し、ALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。また、信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等をもとに算定し、その結果について監査法人の監査を受けており、適正な計上に努めています。</p>	
市場リスク	<p>市場リスクとは、金利や為替、株式市場等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、安定収益の確保と健全な経営を行うため、安全性を第一とし、流動性、収益性の観点を考慮した運用を行うこととし、たえず市場動向の把握を行い、市場リスクの適正な管理に努めています。</p> <p>市場リスクの評価については、定期的に金利リスク量、為替リスク量および価格変動リスク量を計測し、さらにそれぞれを統合した市場リスク量を計測するほか、株式等有価証券の運用限度額の遵守状況等についてALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。</p>	
流動性リスク	<p>流動性リスクとは、予期せぬ資金流出などにより通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」、あるいは市場において不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」をいいます。</p> <p>当金庫は、日次あるいは月次の資金繰りのモニタリングや厳重な市場動向の把握により、適正な流動性リスク管理に努めており、定期的に支払準備率を算出してALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。</p> <p>また、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制を構築しています。</p>	
オペレーショナルリスク	<p>当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク及びその他のリスクを総称して、オペレーショナル・リスクとして定義しています。</p>	
	事務リスク	<p>事務リスクとは、役職員が、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、正確で迅速な事務処理を行うため、規程等の整備のほか、集合研修や事務統括部による臨店指導等により、職員の事務処理能力の向上に努めています。また、監査部が内部監査や自店検査の結果の把握・分析を実施して改善提案を行うほか、改善提案制度により、広く職員から業務・事務の改善策を募ることで、事務レベルの向上や規程の改訂等に活用しています。さらに、事務統括部では、事務エラー情報を収集し、原因分析を行う等、モニタリングを実施しています。</p>
	システムリスク	<p>システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、誤作動や不備等のほか、コンピュータの不正使用、あるいは情報の漏洩や改ざん等により損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、十分なバックアップ体制が構築されたしんきん共同センターのオンラインシステムを利用して業務を行っておりますが、コンピュータ障害等によるシステムダウンへの対応や安全対策として、情報資産保護の基本方針（セキュリティポリシー）を制定しているほか、障害発生時の対応手順を定めています。また、システムへの不正進入防止策を講じるなど、情報の機密性に応じた対策を実施するとともに、お客様の情報の毀損や漏洩を防止するなど、顧客情報の保護に努めています。</p>
	法務リスク	<p>法務リスクとは、コンプライアンス違反行為（法令や金庫内規程などに違反する行為、またその恐れのある行為）や契約書などの法的要件の不備が発生し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、コンプライアンスの基本方針や規程、プログラム、マニュアル等に基づき法令等の遵守態勢を整備するとともに、契約書などの法的要件についてはコンプライアンス統括室がチェックを行い、法務リスクの顕在化の回避、防止を図り法務リスクの極小化に努めています。</p>
	人的リスク	<p>人的リスクとは、人事運営上のトラブルやセクシャルハラスメントなどの差別行為、および盗難・強盗など外部からの不正行為などに起因して、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫は、セクシャルハラスメントや人事制度上の問題点等について、総務人事部がモニタリングを実施し、情報の収集・分析を行うなど人的リスク管理態勢の充実を図っています。</p>
	有形資産リスク	<p>有形資産リスクとは、金庫が所有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、地震や風水災、火災などにより損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫では、有形資産リスクが発生した場合に備え、災害発生時等に対応する業務継続計画（BCP）を制定するとともに、必要に応じて訓練を実施し、緊急時にはマニュアルに沿った対応が行われるよう態勢を整備しています。</p>
	風評リスク	<p>風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損害を被るリスクをいいます。</p> <p>当金庫では、「風評リスク管理規程」を定めるとともに、すべての役職員が対応できるよう態勢を整備しています。また、お客様からの苦情やインターネット等を利用した風評情報などの動向を注視し、評判に影響がある情報の正確な把握と原因の究明を行い、迅速に風評リスクを回避する管理を行っています。</p>



自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。
当金庫の2021年3月期の自己資本比率は10.61%で国内基準の4%を大きく上回る水準にあります。

自己資本調達手段の概要

2021年3月期の自己資本額(6,706百万円)は、主にこれまでの利益から長年積み立ててきた特別積立金等の利益剰余金(6,157百万円)と、地域のお客さまからの(普通)出資金(596百万円)等により構成されています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2020年3月期	経過措置による 不算入額	2021年3月期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,542		6,742	
うち、出資金及び資本剰余金の額	590		596	
うち、利益剰余金の額	5,963		6,157	
うち、外部流失予定額(△)	11		11	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	19		48	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	19		48	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎控除項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 (A)	6,562		6,790	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	21	—	14	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	21	—	14	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	73	—	69	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (B)	95		84	
自己資本				
自己資本の額 [(A) - (B)] = (C)	6,466		6,706	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	58,696		59,725	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,335		△435	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	△1,335		△435	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,417		3,459	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	62,113		63,184	
自己資本比率				
自己資本比率 (C/D)	10.41%		10.61%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。



自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保の積上げ等を行うことで自己資本を充実させてきており、経営の健全性、安全性を十分保っているものと評価しています。今後も、安定した収益を確保し、内部留保による資本の積上げに努めて参ります。

(単位：百万円)

●自己資本の充実度に関する事項

	2020年3月期		2021年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	58,696	2,347	59,725	2,389
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	56,776	2,271	56,339	2,253
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	680	27	701	28
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	87	3	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	161	6	140	5
地方三公社向け	80	3	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,183	167	4,769	190
法人等向け	20,430	817	21,143	845
中小企業等向け及び個人向け	15,409	616	15,352	614
抵当権付住宅ローン	2,473	98	2,397	95
不動産取得等事業向け	130	5	76	3
3か月以上延滞等	301	12	388	15
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	280	11	220	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,045	41	275	11
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	11,508	460	10,791	431
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,476	139	1,975	79
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,845	73	1,814	72
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	124	4	166	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,682	67	523	20
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,255	130	3,820	152
ルック・スルー方式	3,255	130	3,820	152
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,335	△ 53	△ 435	△ 17
⑥CVAリスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	3,417	136	3,459	138
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	62,113	2,484	63,184	2,527

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%





自己資本充実の状況等について(自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

基本的な考え方

信用リスクとは、取引先の業況悪化などにより、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、地元中小零細企業・事業者などへの融資を経営の基本方針とし、小口多数によるリスク分散により同一業種や同一取引先等に対する過度の信用集中は回避するなど、与信業務にかかる基本的理念や手続等について規程等を定め、金庫役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を整備しています。また、与信案件の個別審査については、営業部門から独立した審査管理部が行い、信用格付・保全・資金使途・返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断することにより、信用リスクの軽減に努めています。

信用リスク管理態勢

信用リスクの評価については、定期的に信用リスク量の計測、与信限度額の遵守状況、業種別・大口先与信状況などの分析結果をALM・リスク管理委員会と協議・検討するとともに、厳格な自己査定を行った結果を自己査定委員会で評価し、それぞれ経営陣に報告する態勢を整備しています。

信用リスク量・信用コスト

上記で計測される信用リスク量は、「統合的リスク管理」として計量化を図っており、定期的にVaR（バリュアットリスク）【一定期間に一定確率で発生する最大損失想定額】を用いて計測しています。また、自己資本比率規制の第2の柱における信用集中リスクとして、地方公共団体等を除く大口与信先上位20先内の要管理先以下の先における未保全額を定期的に算出し、自己資本に対する影響を分析するなど、さまざまな角度から信用リスクの分析・評価を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等をもとに算定し、その結果については監査法人の監査を受けており、適正な計上に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛け目のことです。当金庫は、自己資本比率の算定に当たり、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。そのため、保有する資産の一部について下記の格付機関を使用しています。

《格付機関》

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2020.3	2021.3	2020.3	2021.3	目的使用		その他		2020.3	2021.3	2020.3	2021.3
製造業	436	418	418	383	—	—	436	418	418	383	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	66	63	63	59	—	—	66	63	63	59	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	210	179	179	183	—	—	210	179	179	183	—	—
金融業、保険業	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	72	71	71	68	—	—	72	71	71	68	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	5	5	22	—	—	—	5	5	22	—	—
飲食業	9	6	6	4	—	—	9	6	6	4	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	46	46	51	—	—	—	46	46	51	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国、地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	223	216	216	206	—	—	223	216	216	206	—	—
合計	1,020	1,006	1,006	980	2	—	1,018	1,006	1,006	980	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
《地域別、業種別及び残存期間別》

(単位:百万円)

地域、業種、期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	2020.3	2021.3	2020.3	2021.3	2020.3	2021.3	2020.3	2021.3	2020.3	2021.3		
国内	137,789	148,547	65,606	71,357	24,931	24,770	—	—	508	566		
国外	13,276	10,994	—	—	10,224	10,994	—	—	—	—		
地域別合計	151,066	159,542	65,606	71,357	35,155	35,764	—	—	508	566		
製造業	8,779	10,011	3,305	4,114	5,233	5,858	—	—	8	32		
農業、林業	301	233	301	233	—	—	—	—	—	—		
漁業	94	0	94	0	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	2,678	4,140	2,678	4,140	—	—	—	—	17	95		
電気、ガス、熱供給、水道業	2,208	2,517	299	306	1,898	2,200	—	—	—	—		
情報通信業	1,007	1,077	31	28	921	1,003	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	1,582	1,931	545	720	1,000	1,199	—	—	—	—		
卸売業、小売業	6,481	7,751	3,428	4,726	3,041	3,020	—	—	93	82		
金融業、保険業	50,966	57,550	282	260	9,230	8,895	—	—	—	—		
不動産業	10,017	9,905	6,261	6,924	2,621	2,914	—	—	138	134		
物品賃貸業	41	30	39	28	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	138	225	138	225	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	181	215	151	185	—	—	—	—	—	—		
飲食業	542	986	542	986	—	—	—	—	32	29		
生活関連サービス業、娯楽業	889	1,089	889	1,089	—	—	—	—	76	68		
教育、学習支援業	221	217	221	217	—	—	—	—	—	—		
医療・福祉	3,179	3,781	3,174	3,772	—	—	—	—	63	33		
その他のサービス	2,097	2,673	1,894	2,473	203	200	—	—	0	0		
国、地方公共団体	30,868	27,808	16,809	17,337	11,006	10,471	—	—	—	—		
個人	24,516	23,585	24,516	23,585	—	—	—	—	78	88		
その他	4,271	3,808	—	—	—	—	—	—	—	—		
業種別合計	151,066	159,542	65,606	71,357	35,155	35,764	—	—	508	566		
1年以下	18,683	22,106	6,663	7,016	2,814	2,685	—	—	—	—		
1年超3年以下	12,434	15,865	3,777	3,457	6,956	9,107	—	—	—	—		
3年超5年以下	12,891	11,551	4,713	4,419	7,963	7,097	—	—	—	—		
5年超7年以下	8,738	9,199	3,527	4,654	3,381	4,283	—	—	—	—		
7年超10年以下	17,196	19,244	10,762	16,488	5,571	2,753	—	—	—	—		
10年超	45,544	45,033	35,981	35,197	8,466	9,836	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	35,577	36,541	179	124	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	151,066	159,542	65,606	71,357	35,155	35,764	—	—	508	566		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年3月期		2021年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	3,081	50,111	—	63,048
10	1,610	3,081	—	3,868
20	8,651	14,011	7,293	17,023
35	—	7,088	—	6,865
50	16,385	340	14,054	2,702
75	—	18,513	—	18,390
100	8,891	17,476	5,842	19,273
150	—	146	—	177
250	509	—	—	500
その他	700	467	500	—
合計	151,067	—	159,542	—

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

自己資本充実の状況等について (自己資本比率規制の第3の柱に係る開示項目)





信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当し、当金庫においては以下の手法により信用リスクの軽減を図っています。

- ①適格金融資産担保として、定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛け込み残高を範囲内としています。なお、融資の取り上げに際し、担保または保証に過度に依存しないような取り組み姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、担保や保証に係るご契約をいただくなど適切な取扱いに努めています。
- ②貸出金と当金庫預金の相殺として、信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に、貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は、積立定期預金を除く定期預金及び定期積金で、貸出金の残存期間を上回る預金についてのみ対象としています。
- ③保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該法人等のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法			
	適格金融資産担保		保証	
	2020年3月期	2021年3月期	2020年3月期	2021年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	658	518	3,952	4,128

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスク管理について

リスク管理に関する方針・手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫における事務手続上の事故やシステム障害ならびに役職員の不適切な活動などのほか、外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク及びその他のリスクを総称して、オペレーショナル・リスクとしています。

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、オペレーショナル・リスク管理方針に基づき各リスクの管理手法・手続などの管理規程等を定めるとともに、各リスクの管理部署がリスク顕在化の未然防止及びリスク発生時の影響度の極小化に向けた管理を行う態勢を構築しています。

また、オペレーショナル・リスクの評価については、各主管部署は所管のリスクについて定期的に分析・評価・検討を行うこととし、その結果は、ALM・リスク管理委員会に報告され、今後の対策等について協議・検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する株式については、市場価格の変動により資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式については、財務諸表や運用報告を基に適時評価を実施する等、内部規程に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、VaRにより計測を行い、金利リスクと併せて、定期的にALM・リスク管理委員会及び経営陣に報告する態勢を整備しています。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	2020年3月期		2021年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	661	661	594	594
非上場株式等	990	990	836	836
合計	1,652	1,652	1,430	1,430

(注) 上場株式等は、上場株式のほか、信金中央金庫優先出資金です。

非上場株式等は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金です。





●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
評価損益	△ 67	△ 11

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却益	売却損	償却
出資等 エクスポージャー	2020年3月期	5	—	35
	2021年3月期	24	△ 16	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,740	4,337
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B：金利リスク					
項番	項目	Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,977	2,194	69	57
2	下方パラレルシフト	0	0	11	4
3	スティープ化	1,362	1,662		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	439	402		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,977	2,194	69	57
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,706		6,466	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項（各種リスク管理について）」の項目に記載しております。

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、銀行勘定における資産・負債が、市場金利の変動によって受ける現在価値の変化や、将来の収益等に影響を受けるリスクをいいます。当金庫では、金利変動に伴う、収益や資本への影響は極めて重要な課題であると認識しており、経営体力を勘案したうえで適切な資産・負債管理を行うことを基本方針としています。また、当金庫では、資産・負債管理において、単に「守り」（リスクの把握・コントロール）だけでなく、「攻め」（利潤の追求）のバランスが重要であることを認識し、収益を確保するためには、一定の金利リスクを引き受け、コントロールしていくべきものだと考えます。

なお、主管部門は金利リスク量をVaRにより計測し、毎月のALM・リスク管理委員会で協議検討するとともに経営陣へ報告する体制を整備しています。

●銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

開示公告に基づく定量的開示の対象となるΔ E V EおよびΔ N I Iに関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (5) I R R B Bの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- (6) I R R B Bの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (7) 内部モデルは使用していません。
- (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。



津山信用金庫のあゆみ

津山信用金庫のあゆみ

主なあゆみ

昭和

- 2年 5月25日 有限責任津山相愛信用組合設立
- 4年 9月12日 有限責任津山信用組合と改称
- 10年 6月27日 東、西出張所を開設
- 18年 7月24日 津山市信用組合に組織変更
- 10月 1日 二宮出張所を開設
- 25年 4月 1日 津山信用組合に名称組織変更
- 26年 8月15日 落合出張所を開設
- 10月20日 信用金庫法にもとづき津山信用金庫と改組し、東、西、二宮、落合各出張所を支店とする。
- 27年 6月26日 久世支店開設
- 33年 5月 6日 本店新築移転
- 37年 2月18日 東支店新築
- 38年 2月17日 西支店新築
- 39年 5月24日 久世支店新築移転
- 41年 3月14日 落合支店新築移転
- 5月18日 林野支店開設
- 42年 5月24日 創立40周年記念式典挙行
- 44年 7月25日 勝山支店開設
- 11月11日 勝山支店新築移転
- 46年 3月29日 本店新築移転
- 4月 6日 中央支店開設
- 51年11月20日 創立50周年記念式典挙行
- 53年 6月26日 二宮支店新築
- 54年12月 3日 北支店開設
- 57年11月 8日 東支店新築移転
- 58年 9月12日 鏡野支店開設
- 59年11月12日 中央支店新築移転
- 61年10月19日 創立60周年記念式典挙行

平成

- 3年 3月25日 高野支店開設
- 4年 3月19日 創立65周年記念事業救急車1台を寄贈(津山市)
- 5年 9月16日 新見信用金庫勝山支店譲受
- 12月13日 久世支店新築移転
- 6年11月 4日 林田支店開設

- 8年 4月 1日 創立70周年記念事業実施
- 9月 5日 創立70周年記念事業救急車3台を寄贈(津山市・英田圏域・真庭消防組合)
- 17日 勝間田支店開設
- 9年12月25日 総預金量1,000億円達成
- 10年10月12日 美作支店(旧名称林野支店)新築移転
- 11年10月25日 一宮支店開設
- 13年 8月 1日 75周年記念事業実施
- 12月 4日 創立75周年記念事業救急車3台を寄贈(津山・英田圏域消防組合、真庭広域連合)
- 17年 4月 1日 津山第一病院共同出張所の開設
- 18年10月 3日 創立80周年記念事業高規格救急車3台を寄贈(津山・美作・真庭の各市)
- 23年 1月17日 落合支店新築移転
- 6月28日 津山信用金庫新経営体制発足
- 12月 5日 中央支店リニューアルオープン
- 24年 6月15日 新・経営理念を制定
- 25年 6月14日 当金庫オリジナルキャラクター「つつし〜・つつし〜な」の制定
- 27年 5月12日 全国信用金庫協会主催「第18回信用金庫社会貢献賞」にて当金庫の「全国公募のしんわ美術展と企画展開催」がFace to Face賞を受賞
- 29年 2月20日 中央支店を本店へ統合(ATMコーナーはソシオ出張所として引き続き設置)
- 31年 4月18日 「平成30年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に認定され、内閣府特命担当大臣表彰を受賞

令和

- 1年12月16日 旧中央支店を「創業支援」と「UIターン者の交流」の場へとリノベーションして誕生した「INN-SECT(インセクト)」オープン(運営主体:レプタイトル株)
- 2年 3月23日 一宮支店を北支店内へ店舗内店舗方式として移転(ATMコーナーは東一宮張所として引き続き設置)
- 3年 5月10日 勝山支店新築移転

これからも役職員一致団結して、
100周年に向かい、
正直に歩んでいきます！





第 95 期通常総代会

資料編

財務諸表	29
経理・経営内容	33
営業の状況	36
預金業務	36
融資業務	36
リスク管理債権	38
金融再生法に基づく開示債権	39
経営者保証に関する ガイドラインの活用状況	39
役職員の報酬体系について	39
店舗のご案内	40

開示項目一覧

信用金庫法第 89 条に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- ①事業の組織…………… 2
- ②理事及び監事の氏名及び役職名・職員外理事の登用状況… 2
- ③事務所の名前及び所在地…………… 40

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 11～12

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- ①直近の事業年度における事業の概況…………… 3
- ②直近の 5 事業年度における主要な事業の
 状況を示す指標…………… 33
- ③直近の 2 事業年度における事業の状況を
 示す指標…………… 33～34

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制…………… 20、26
- ②法令遵守の体制…………… 15～16
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 … 4
- ④経営者保証に関するガイドラインの活用状況…………… 39
- ⑤金融 ADR 制度への対応…………… 18

5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- ①貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書… 29～32
- ②貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- ・破綻先債権に該当する貸出金…………… 38
- ・延滞債権に該当する貸出金…………… 38
- ・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 38
- ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 38
- ③自己資本の充実について
 金融庁長官が別に定める事項…………… 21～26
- ④次に掲げるものに関する取得原価又は契約価額、
 時価及び評価損益
- ・有価証券…………… 35
- ・金銭の信託…………… 36
- ⑤貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 37
- ⑥貸出金償却の額…………… 37
- ⑦金庫が法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき貸借対照表、
 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
 について会計監査を受けている場合にはその旨…………… 32
- 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は
 財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官
 が別に定めるもの…………… 39
- 7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸
 表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の
 代表者署名…………… 32



財務諸表

金額・利回りは単位未満切捨て、構成比は四捨五入しています。(以下各表とも同じ)

貸借対照表

科目	(単位：百万円)	
	2020年3月期	2021年3月期
(資産の部)		
現金	1,690	1,645
預け金	38,633	46,357
買入金銭債権	557	295
金銭の信託	1,001	999
有価証券	40,444	40,477
地方債	6,528	6,372
社債	18,403	18,741
株式	504	259
その他の証券	15,008	15,103
貸出金	64,974	70,714
割引手形	350	195
手形貸付	1,326	1,304
証書貸付	59,315	65,860
当座貸越	3,981	3,354
その他資産	956	1,271
未決済為替貸	14	13
信金中金出資金	682	682
未収収益	132	187
その他の資産	125	387
有形固定資産	1,562	1,463
建物	482	417
土地	958	923
建設仮勘定	—	6
その他の有形固定資産	122	115
無形固定資産	21	14
ソフトウェア	21	14
前払年金費用	102	96
債務保証見返	489	444
貸倒引当金	△ 1,021	△ 1,020
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,006)	(△ 980)
資産の部合計	149,412	162,757

科目	(単位：百万円)	
	2020年3月期	2021年3月期
(負債の部)		
預金積金	141,313	147,078
当座預金	1,398	1,556
普通預金	68,426	79,752
貯蓄預金	361	407
通知預金	30	0
定期預金	67,641	62,006
定期積金	2,588	2,589
その他の預金	867	765
借入金	396	7,373
借入金	396	7,373
その他負債	337	262
未決済為替借	24	27
未払費用	63	54
給付補填備金	1	0
未払法人税等	1	1
前受収益	21	17
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	1	1
職員預り金	98	111
その他の負債	124	47
賞与引当金	59	62
役員退職慰労引当金	75	67
偶発損失引当金	4	8
繰延税金負債	35	166
債務保証	489	444
負債の部合計	142,710	155,463
(純資産の部)		
出資金	590	596
普通出資金	590	596
利益剰余金	5,963	6,157
利益準備金	587	590
その他利益剰余金	5,376	5,567
特別積立金	5,000	5,200
当期末処分剰余金	376	367
会員勘定合計	6,554	6,754
その他有価証券評価差額金	147	540
評価・換算差額等合計	147	540
純資産の部合計	6,701	7,294
負債及び純資産の部合計	149,412	162,757

(貸借対照表注記)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 39年～50年
 その他 5年～10年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債

務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という)のうち、当該債務者の全部又は一部に要管理債権(3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)がある債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づく将来見込に応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は158百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により翌事業年度から費用処理

なお、当事業年度末においては年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務費用及





び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しており、当該超過額（96百万円）を前払年金費用として計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（2020年3月31日現在）
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額 | △142,668百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2020年3月31日現在）
0.1262%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,020百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う岡山県経済への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。当該新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前事業年度末において今後1年程度は続くものと仮定しておりましたが、国内外における感染の状況等を踏まえ、当事業年度末において、さらに1年程度は続くものと仮定を置いております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 280百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 2,528百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は150百万円、延滞債権額は2,200百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15百万円あります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は145百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,512百万円あります。なお、14. から16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別審査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は195百万円あります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	1,000百万円
有価証券	8,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 315百万円

借入金 7,373百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金1,204百万円を差し入れております。

22. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は160百万円あります。

23. 出資1口当たりの純資産額 611円00銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的にALM・リスク管理委員会や常勤役員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク及び為替リスク）の適切な把握・管理を図るために、市場リスク管理規程に、リスク管理方法や手続等を明記しており、「統合VaR」による市場リスク量を計測し、ALM・リスク管理委員会にて検討を行っております。

日常的には資金運用室において金利感応度分析や為替感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM・リスク管理委員会に報告しております。

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM・リスク管理委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、資金運用室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間1年）により算出しており、2021年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で379百万円です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	46,357	46,395	38
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,137	1,159	21
その他有価証券	39,182	39,182	—
(3) 貸出金 (*1)	70,714		
貸倒引当金 (*2)	△1,020		
	69,693	71,550	1,857
金融資産計	156,370	158,287	1,917
(1) 預金積金 (*1)	147,078	147,166	87
(2) 借入金 (*1)	7,373	7,421	47
金融負債計	154,452	154,587	135

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。



財務諸表

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金を控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	154
その他の証券 (*1)	2
合計	157

(*1) 非上場株式及びその他の証券の一部については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	12,204	3,000	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	83	346	111	596
その他の有価証券のうち満期があるもの	2,613	15,972	7,489	9,413
貸出金 (*2)	9,587	21,672	19,212	15,937
合計	24,489	40,991	26,813	25,947

(*1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	133,824	13,002	—	251
借入金	6,928	113	281	50
合計	140,752	13,115	281	301

(*) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	516	523	6
その他	496	514	17
小計	1,013	1,038	24

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	24	23	△0	△0
その他	100	97	△2	△2
小計	124	121	△2	△2
合計	1,137	1,159	—	21

その他有価証券 (単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	29	27	2
債券	21,427	20,994	433
国債	—	—	—
地方債	6,372	6,217	155
社債	15,055	14,777	278
その他	11,046	10,614	432
小計	32,503	31,635	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	76	90	△13
債券	3,145	3,170	△24
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	3,145	3,170	△24
その他	3,457	3,539	△82
小計	6,679	6,800	△121
合計	39,182	38,435	746

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	302	24	16
債券	200	0	17
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	200	0	17
その他	669	28	4
合計	1,171	53	38

28. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするのと同時に、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、64百万円（うち、債券64百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が50%以上とし、回復する見込みがないものとして減損処理を行っております。

29. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	999	△2

30. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は12,905百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,210百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰延欠損金	141百万円
貸倒引当金	274百万円
減価償却費	29百万円
減損損失	16百万円
賞与引当金	17百万円
有価証券償却	20百万円
偶発損失引当金	2百万円
その他	38百万円
繰延税金資産小計	544百万円
税務上の繰延欠損金に係る評価性引当額	△103百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△374百万円
評価性引当額小計	△477百万円
繰延税金資産合計	66百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	206百万円
前払年金費用	26百万円
繰延税金負債合計	233百万円
繰延税金負債の純額	166百万円



っしゅ

税務上の繰越欠損金及びその繰越税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（2021年3月31日）（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	86	-	22	32	141
評価性引当額	-	-	48	-	22	32	103
繰越税金資産	-	-	38	-	-	-	38

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



損益計算書

科目	2020年3月期	2021年3月期
経常収益	2,094,349	1,975,413
資金運用収益	1,648,140	1,687,016
貸出金利息	1,041,821	1,056,110
預け金利息	56,771	49,746
有価証券利息配当金	527,986	558,227
その他の受入利息	21,561	22,932
役務取引等収益	184,953	196,319
受入為替手数料	82,322	82,633
その他の役務収益	102,630	113,686
その他業務収益	200,858	34,358
国債等債券売却益	186,648	18,947
その他の業務収益	14,210	15,411
その他経常収益	60,398	57,718
貸倒引当金戻入益	24,499	812
償却債権取立益	180	600
株式等売却益	5,707	34,216
金銭の信託運用益	26,934	22,075
その他の経常収益	3,077	13
経常費用	1,839,043	1,779,811
資金調達費用	30,233	22,699
預金利息	20,647	13,823
給付補填備金繰入額	962	610
借入金利息	8,133	7,699
その他の支払利息	490	566
役務取引等費用	206,210	198,428
支払為替手数料	22,528	22,097
その他の役務費用	183,681	176,330
その他業務費用	53,768	85,838
国債等債券売却損	1,921	17,000
国債等債券償還損	51,279	4,386
国債等債券償却	-	64,420
その他の業務費用	566	31
経費	1,501,400	1,445,639

剰余金処分計算書

科目	2020年3月期	2021年3月期
当期末処分剰余金	376,539,748	367,152,808
前期繰越金	165,004,947	161,633,073
当期純利益	211,534,801	205,519,735
剰余金処分額	214,906,675	218,332,945
利益準備金	3,161,500	6,464,000
普通出資に対する配当金（年2%）	11,745,175	11,868,945
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金（当期末残高）	161,633,073	148,819,863

科目	2020年3月期	2021年3月期
人件費	919,993	908,003
物件費	552,084	502,576
税金	29,321	35,059
その他経常費用	47,430	27,205
株式等売却損	74	16,761
株式等償却	35,357	-
その他の経常費用	11,998	10,444
経常利益	255,306	195,601
特別利益	-	9
固定資産処分益	-	9
特別損失	40,029	7,658
固定資産処分損	27,317	7,658
減損損失	12,711	-
税引前当期純利益	215,277	187,953
法人税、住民税及び事業税	1,176	1,176
法人税等調整額	2,566	△18,742
法人税等合計	3,742	△17,566
当期純利益	211,534	205,519
繰越金（当期首残高）	165,004	161,633
当期末処分剰余金	376,539	367,152

（損益計算書注記）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 17円30銭

会計監査人の監査

2019年度および2020年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法38条の2の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月21日

津山信用金庫

理事長 松岡裕司



つしん



最近5年間の主な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
経常収益	2,029	1,917	2,051	2,094	1,975
経常利益	205	166	223	255	195
当期純利益	188	147	204	211	205
出資総額	587	587	586	590	596
出資総口数(千口)	11,745	11,744	11,739	11,809	11,938
純資産総額	6,585	6,758	7,079	6,701	7,294
総資産総額	150,210	151,420	150,427	149,412	162,757
預金積金残高	140,898	141,951	141,158	141,313	147,078
貸出金残高	61,255	64,837	64,060	64,974	70,714
有価証券残高	41,873	43,736	44,336	40,444	40,477
単体自己資本比率(%)	10.14	10.06	10.15	10.41	10.61
出資に対する配当金(円)	11,726,222	11,741,061	11,733,212	11,745,175	11,868,945
(出資1口当たり)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)	(1.0円)
役員数(人)	11	13	13	13	12
常勤役員数(人)	6	8	8	8	7
職員数(人)	133	129	134	139	138
会員数(人)	11,198	11,200	11,220	11,214	11,303

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円、%)

	2020年3月期	2021年3月期
資金運用収支	1,618,100	1,664,469
資金運用収益	1,648,140	1,687,016
資金調達費用	30,039	22,547
役員取引等収支	△ 21,257	△ 2,108
役員取引等収益	184,953	196,319
役員取引等費用	206,210	198,428
その他業務収支	147,090	△ 51,479
その他業務収益	200,858	34,358
その他業務費用	53,768	85,838
業務粗利益	1,743,932	1,610,881
業務粗利益率	1.19	1.05

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託等運用見合費用(2020年3月期194千円、2021年3月期152千円)を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100



(2021年度入庫式)

利益率

(単位：%)

	2020年3月期	2021年3月期
総資産経常利益率	0.17	0.12
総資産当期純利益率	0.14	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率
=経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

利鞘

(単位：%)

	2020年3月期	2021年3月期
資金運用利回	1.13	1.10
資金調達原価率	1.08	0.97
総資金利鞘	0.05	0.12

(注) 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率

業務純益

(単位：千円)

	2020年3月期	2021年3月期
業務純益	262,023	186,801
実質業務純益	262,023	186,801
コア業務純益	128,577	253,660
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	83,222	155,656

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。





受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2020年3月期			2021年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 18,441	△ 6,102	△ 24,544	44,309	△ 6,803	37,505
うち貸出金	△ 3,968	△ 14,672	△ 18,641	46,560	△ 32,271	14,289
うち預け金	1,109	△ 26,878	△ 25,768	7,798	△ 14,823	△ 7,024
うち有価証券	△ 15,582	35,448	19,865	△ 10,049	40,290	30,241
支払利息	△ 20	△ 9,234	△ 9,254	93	△ 7,704	△ 7,610
うち預金積金	△ 309	△ 8,522	△ 8,832	635	△ 7,811	△ 7,175
うち借入金	289	△ 711	△ 422	△ 542	107	△ 434

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平均残高		利息		利回り	
	2020年3月期	2021年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2020年3月期	2021年3月期
資金運用勘定	145,629	152,269	1,648	1,687	1.13	1.10
うち貸出金	64,295	67,538	1,041	1,056	1.62	1.56
うち預け金	38,015	42,482	56	49	0.14	0.11
うち有価証券	41,966	41,146	527	558	1.25	1.35
資金調達勘定	141,777	147,896	30	22	0.02	0.01
うち預金積金	141,160	145,131	21	14	0.01	0.01
うち借入金	518	2,651	8	7	1.56	0.29

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2020年3月期 106百万円、2021年3月期 0百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合い額の平均残高（2020年3月期 916百万円、2021年3月期 1,001百万円）及び利息（2020年3月期 194千円、2021年3月期 152千円）をそれぞれ控除して表示しております。

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	2020年3月期								2021年3月期							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	116	2,239	2,458	1,241	238	234	—	6,528	1,004	2,437	2,344	113	471	—	—	6,372
社債	2,297	3,620	3,201	1,283	3,235	4,764	—	18,403	1,593	3,278	3,124	2,980	986	6,778	—	18,741
株式	—	—	—	—	—	—	504	504	—	—	—	—	—	—	259	259
外国証券	401	1,096	2,304	856	2,098	4,562	—	11,319	99	3,423	1,708	1,312	1,387	3,231	2,091	13,256
その他の証券	—	—	213	1,638	195	—	1,641	3,688	—	—	—	103	247	—	1,495	1,846

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	2020年3月期	2021年3月期
国債	—	—
地方債	6,338	6,304
社債	20,317	18,687
株式	589	455
外国証券	10,650	13,207
その他の証券	4,070	2,491
合計	41,966	41,146





満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	2020年3月期			2021年3月期			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	—	
	社債	616	627	10	516	523	6
	その他	200	219	19	496	514	17
	小計	816	846	30	1,013	1,038	24
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	0	0	△0	—	—	
	社債	11	10	△0	24	23	△0
	その他	396	338	△58	100	97	△2
	小計	407	349	△58	124	121	△2
合計	1,224	1,196	△28	1,137	1,159	21	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国有価証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	2020年3月期			2021年3月期			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34	30	3	29	27	2
	債券	19,627	19,145	481	21,427	20,994	433
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	6,517	6,324	193	6,372	6,217	155
	社債	13,110	12,821	288	15,055	14,777	278
	その他	7,992	7,706	286	11,046	10,614	432
	小計	27,654	26,882	771	32,503	31,635	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	161	212	△50	76	90	△13
	債券	4,676	4,742	△65	3,145	3,170	△24
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	10	11	△0	—	—	—
	社債	4,665	4,731	△65	3,145	3,170	△24
	その他	6,417	6,868	△451	3,457	3,539	△82
	小計	11,255	11,823	△567	6,679	6,800	△121
合計	38,909	38,705	203	39,182	38,435	746	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国有価証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
非上場株式	308	154
その他の証券	2	2

預証率

預金がどれだけ有価証券として運用されているのかを示す割合です。

(単位：百万円、%)

	2020年3月期	2021年3月期
有価証券(期末残高)(A)	40,444	40,477
預金(期末残高)(B)	141,313	147,078
預証率 (A/B)	28.62	27.52
期中平均	29.53	28.15

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

金融先物取引

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

先物外国為替取引

該当ありません。

オプション取引

該当ありません。

有価証券先物取引

該当ありません。





営業の状況



つしへな

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2020年3月期		2021年3月期	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
1,001	1	999	△2

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。

預金業務

預金・譲渡性預金平均残高

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高です。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
流動性預金	68,655	78,523
うち有利息預金	64,231	72,683
定期性預金	73,011	67,232
うち固定金利定期預金	70,111	64,569
うち変動金利定期預金	124	112
その他	410	376
計	142,077	146,133
譲渡性預金	-	-
合計	142,077	146,133

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金



定期預金残高

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高です。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
定期預金残高	67,641	62,006
固定金利定期預金	67,255	61,628
変動金利定期預金	121	103
その他	264	274

預貸率

預金がどれだけ貸出金として運用されているのかを示す割合です。

(単位：百万円、%)

	2020年3月期	2021年3月期
貸出金 (期末残高) (A)	64,974	70,714
預金 (期末残高) (B)	141,313	147,078
預貸率 (A/B)	45.97	48.07
期中平均	45.25	46.21

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

融資業務

貸出金平均残高

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高です。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
手形貸付	1,196	1,055
証書貸付	59,026	62,879
当座貸越	3,676	3,342
割引手形	396	261
合計	64,295	67,538

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高です。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
貸出金	64,974	70,714
うち固定金利	46,729	52,457
うち変動金利	18,243	18,255



営業の状況

融資業務

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	2020年3月期			2021年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	107	3,282	5.05	127	4,008	5.66
農業、林業	17	292	0.44	17	225	0.31
漁業	2	94	0.14	1	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	126	2,317	3.56	163	3,723	5.26
電気、ガス、熱供給、水道業	11	271	0.41	13	273	0.38
情報通信業	3	30	0.04	3	27	0.03
運輸業、郵便業	15	545	0.83	21	716	1.01
卸売業、小売業	172	3,245	4.99	190	4,511	6.37
金融業、保険業	6	282	0.43	6	258	0.36
不動産業	118	5,867	9.02	130	6,525	9.22
物品賃貸業	2	39	0.06	2	28	0.03
学術研究、専門・技術サービス業	9	120	0.18	11	182	0.25
宿泊業	6	151	0.23	11	185	0.26
飲食業	53	477	0.73	80	843	1.19
生活関連サービス業、娯楽業	38	853	1.31	51	1,013	1.43
教育、学習支援業	6	200	0.30	7	197	0.27
医療・福祉	49	3,055	4.70	57	3,647	5.15
その他のサービス	105	1,713	2.63	135	2,282	3.22
小計	845	22,843	35.15	1,025	28,651	40.51
地方公共団体	18	16,798	25.85	17	17,327	24.50
個人	5,563	25,332	38.98	5,245	24,734	34.97
合計	6,426	64,974	100.00	6,287	70,714	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年3月期	27	15	-	27	15
	2021年3月期	15	40	-	15	40
個別貸倒引当金	2020年3月期	1,020	1,006	2	1,018	1,006
	2021年3月期	1,006	980	-	1,006	980
合計	2020年3月期	1,048	1,021	2	1,046	1,021
	2021年3月期	1,021	1,020	-	1,021	1,020

貸出金償却額

(単位：千円)

2020年3月期	-
2021年3月期	-

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期
	残高	残高
消費者ローン	5,985	5,677
住宅ローン	16,938	16,927

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2020年3月期		2021年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	28,916	44.50	29,994	42.42
運転資金	36,057	55.50	40,719	57.58
合計	64,974	100.00	70,714	100.00





融資業務

貸出金担保別内訳

	(単位：百万円)	
	2020年3月期	2021年3月期
当金庫預金積金	572	428
有価証券	—	—
動産	49	46
不動産	10,487	10,623
その他	—	—
計	11,109	11,099
信用保証協会・信用保険	7,343	13,451
保証	23,225	21,475
信用	23,295	24,688
合計	64,974	70,714

債務保証見返りの担保別内訳

	(単位：百万円)	
	2020年3月期	2021年3月期
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	57	53
その他	—	—
計	57	53
信用保証協会・信用保険	100	100
保証	419	439
信用	12	10
合計	589	604

リスク管理債権

1. 破綻先債権、延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区分	(単位：百万円、%)	
	2020年3月期	2021年3月期
破綻先債権額 (A)	25	150
延滞債権額 (B)	2,309	2,200
合計 (C) = (A) + (B)	2,335	2,351
担保・保証額 (D)	1,429	1,450
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	906	901
個別貸倒引当金 (F)	906	901
同引当率 (G) = (F) / (E) (%)	100.00	100.00

2. 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

区分	(単位：百万円、%)	
	2020年3月期	2021年3月期
3ヶ月以上延滞債権額 (H)	17	15
貸出条件緩和債権額 (I)	142	145
合計 (J) = (H) + (I)	159	161
担保・保証額 (K)	33	39
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	126	121
貸倒引当金 (M)	109	90
同引当率 (N) = (M) / (L) (%)	86.71	74.37

3. リスク管理債権の合計額

	(単位：百万円)	
	2020年3月期	2021年3月期
(C) + (J)	2,495	2,512

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
3. 「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及

- び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。



金融再生法に基づく開示債権

金融再生法による開示債権と保全状況

	(単位：百万円、%)	
	2020年3月期	2021年3月期
金融再生法上の不良債権 (A)	2,495	2,512
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	490	547
危険債権	1,845	1,804
要管理債権	159	161
正常債権	63,110	68,845
保全額 (B)	2,478	2,481
貸倒引当金 (C)	1,015	991
担保・保証等 (D)	1,463	1,489
保全率 (B) / (A) (%)	99.33	98.76
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	98.38	96.96

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2021年3月期
新規に無保証で融資した件数	30
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.54%
保証契約を解除した件数	0
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0

役職員の報酬体系について

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支給する「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支給しております。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	90

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」78百万円、「退任慰労金」12百万円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の合計額です。

(3) その他

信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

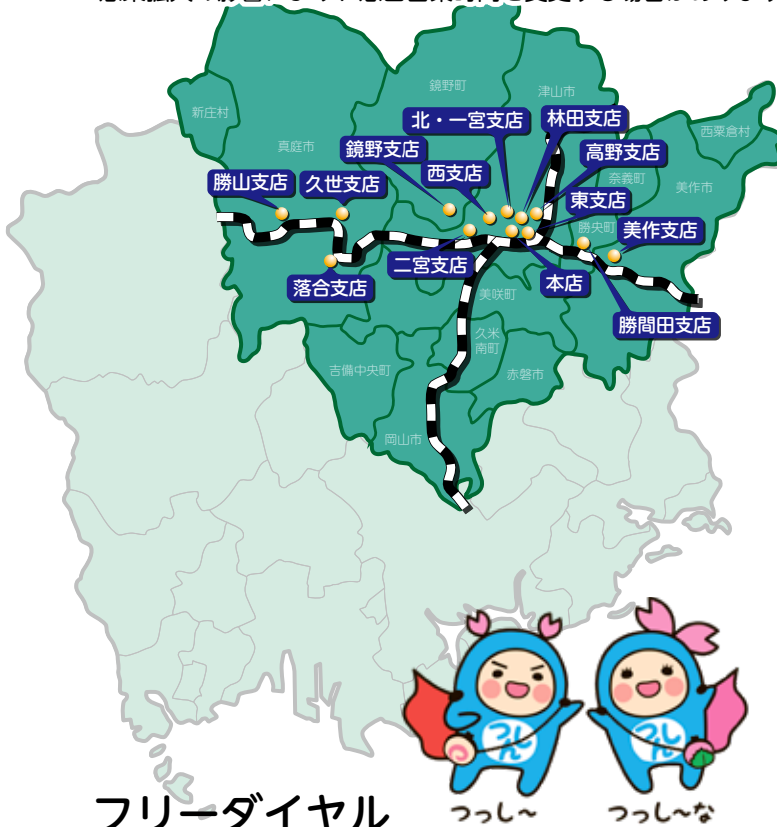
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

津山信用金庫のネットワーク

店舗のご案内

窓口は、午前9時から午後3時まで営業いたしております。
 当金庫本支店のATMコーナーは、午前8時から午後8時までお取り扱い
 しております（正月三が日を除く土・日・祝も稼働しています）。
 なお、2017年7月より、営業区域が岡山県全域になりました。
 また、西支店・勝山支店・勝間田支店は、午前9時から午前11時30分、
 午後0時30分から午後3時までの営業です。なお、新型コロナウイルス
 感染拡大の影響により、窓口営業時間を変更する場合があります。

※午後3時閉店以降も職員が直接対応させていただきます。午後3時閉店以降は、お電話をいただくか、店舗裏口のインターホン
 でお呼びください。
 ただし、ATM以外での現金の伴うお取引
 （出金、入金、両替等）は対応できません。



フリーダイヤル

0120-317-347

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）

津山信用金庫営業店舗一覧

●津山市

本店	津山市山下 30-15	☎(0868) 22-4122
西支店	津山市宮脇町 14	☎(0868) 22-7161
北支店	津山市北園町 8-14	☎(0868) 23-4131
一宮支店	津山市北園町 8-14 （※北支店店舗内店舗）	☎(0868) 23-4131
林田支店	津山市林田 76-8	☎(0868) 24-1311
高野支店	津山市高野本郷 1269-9	☎(0868) 26-0500
東支店	津山市川崎 126-10	☎(0868) 26-6161
二宮支店	津山市二宮 2158-2	☎(0868) 28-0258

●苫田郡

鏡野支店	苫田郡鏡野町寺元 381	☎(0868) 54-3333
------	--------------	-----------------

●真庭市

落合支店	真庭市落合垂水 187	☎(0867) 52-1155
久世支店	真庭市久世 2852-7	☎(0867) 42-1128
勝山支店	真庭市勝山 819-3	☎(0867) 44-2648

●美作市

美作支店	美作市明見 2-1	☎(0868) 72-0190
------	-----------	-----------------

●勝田郡

勝間田支店	勝田郡勝央町岡 244-7	☎(0868) 38-7050
-------	---------------	-----------------

キャッシュサービスコーナー

●津山市役所出張所
 キャッシュサービスコーナー
 津山市山北
 平日9:00～17:00
 平日のみの稼働

●津山中央病院出張所
 キャッシュサービスコーナー
 津山市川崎
 平日 9:00～19:00
 土・日・祝 9:00～17:00

●アルネ津山出張所
 キャッシュサービスコーナー
 津山市新魚町
 平日 10:00～19:00
 土・日・祝 10:00～19:00

●ソシオ出張所
 キャッシュサービスコーナー
 津山市二階町
 平日 8:00～20:00
 土・日・祝 8:00～20:00

●ザ・ビッグ津山平福出張所
 キャッシュサービスコーナー
 津山市平福
 平日 9:00～20:00
 土・日・祝 9:00～20:00

●東一宮出張所
 キャッシュサービスコーナー
 津山市東一宮
 平日 8:00～20:00
 土・日・祝 8:00～20:00

●イオンモール津山店
 キャッシュサービスコーナー
 津山市河辺
 平日 9:00～21:00
 土・日・祝 9:00～21:00

- おかやまATMネットサービス
 当金庫のキャッシュカードは、**中国銀行・トマト銀行・笠岡信用組合のATM**での出金時手数料が右記時間帯は**無料**です。（平日8:45～18:00）
- しんきんゼロネットサービス
 当金庫のキャッシュカードは、**全国の信用金庫ATM**での入出金手数料が右記時間帯は**無料**です。（平日8:45～18:00）

キャッシュカード等盗難・紛失の24時間受付について

キャッシュカード、通帳、印鑑を紛失した場合など、お近くの津山信用金庫本支店へすぐご連絡ください。不正使用されないように速やかにお手続きいたします。

なお、平日の8時30分から17時30分以外の時間および休業日は、『082-252-6875（中国しんきん総合サービスセンター）』へご連絡ください（年中無休）。



作州地域の活性化応援信用金庫



作州地域のパートナー・よろず相談信用金庫



津山信用金庫



URL : <http://www.shinkin.co.jp/tsuyama/>

e-mail : tsushin@mx1.tiki.ne.jp

〒708-0022 岡山県津山市山下30-15 TEL 0868-22-4121 FAX 0868-32-2958

2021年7月31日発行